

## 平成29年2月定例教育委員会 会議録

2月定例教育委員会を平成29年2月15日午後1時30分 市役所301会議室に招集する。

### ◆出席者

教育委員 委員長 村上恵美子 委員 高木浩行 委員 千葉桂子  
委員 紀藤統一 委員 奥村康祐 委員 田中秀佳  
教育長 奥村英俊

事務局 吉野教育部長 小島子ども・子育て監 武藤学校教育課長  
勝村主幹 上原文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長  
間宮子ども未来課長 三輪管理指導主事 小川指導主事

記録者 田中直美

傍聴者 2名

---

### ◆次 第

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 委員長報告
- 4 教育長報告
- 5 付議事件の審議
  - 第27号 附属機関の見直しに伴う規則の制定改正について
  - 第28号 犬山市学校管理規則の一部改正について
  - 第29号 犬山市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について
  - 第30号 犬山市社会教育審議会規則の全部改正について
  - 第31号 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - 第32号 犬山市家庭児童相談室規程の一部改正について
  - 第33号 犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正について
  - 第34号 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について
  - 第35号 犬山市スポーツ推進委員の解嘱について
  - 第36号 平成28年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- 6 通信及び請願
- 7 協議・連絡
  - (1) 後援名義使用許可に関する報告
  - (2) 犬山の教育施策2017「学びの学校づくり」について
  - (3) 総合教育会議について
  - (4) 学校運営に関する意見聴取を行う組織について
  - (5) 学校施設整備計画について

- (6) いじめ防止に向けて
- (7) 保育料の見直しについて
- (8) マイ保育園について
- (9) 犬山市スポーツ表彰規則の制定について
- (10) 市民総合大学卒業式の開催について
- (11) 犬山城総合調査報告書概要版の刊行について
- (12) 3月、4月行事予定表について

8 自由討議

9 その他

10 閉会

◆議事内容

<p>村上 委員 長：</p>	<p style="text-align: center;"><b>開 会</b></p> <p>ただ今より2月定例教育委員会を開催します。 協議・連絡の(6)「いじめ防止に向けて」は個人情報に関わるため、非公開扱いとさせていただきます、全ての案件の後で行いたいと思います。また、本日は案件がたくさんありますので、提案説明など、手短にさせていただきます、効率よく進めたいと思います。ご協力をお願いします。</p>
<p>委 員 長：</p>	<p style="text-align: center;"><b>前回会議録承認</b></p> <p>前回会議録の承認をお願いします。</p>
<p>委 員 長：</p>	<p style="text-align: center;"><b>委員長 報告</b></p> <p>教育委員の研修視察で奈良県の小中一貫校などを視察させていただきました。今後の教育委員会に反映させていただきたいと思いました。 ご承知のように、南部中学校の先生が亡くなりました。3年生の担任ということで、本人も無念ではなかったかと推察します。心からご冥福をお祈りします。教育長の話として、その後の生徒や教員へのケアについては、カウンセラー等を派遣して行っているとのこと。今後もよろしくをお願いします。 また、一宮市では生徒が自殺するという事件がありました。生徒が自ら命を絶つということは、保護者、学校関係者、生徒など全ての人が悲しい思いをすることになります。入試を控えた3年生という時期で、他の生徒たちの様子も気になります。対応については、様々なことが報じられています。トラブルが起きたときには、渦中に巻き込まれてしまうのではなく、誰かが俯瞰する目を持つことが必要だと思いまので、犬山市教委も心していただきたいと思います。 「犬山国際友好シティマラソン」については、新聞にも大きく取り上げられていました。関係者には大変お疲れ様でした。 それでは、教育長報告をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>教育長 報告</b></p>

<p>教 育 長 :</p>	<p>教育活動を終えて年度末になります。中学校 3 年生の生徒が登校する日も残り少なくなりました。様々な課題もありますが、まとめにふさわしい学習指導、心を温かくするような生活指導、納得のいく進路指導、感動のある卒業式を目指して、各学校で展開しているところです。</p> <p>インフルエンザの関係です。2月になって、学級閉鎖も少し続いていましたが、現在のところ学級閉鎖等はありません。引き続き、手洗い、うがい等の予防措置を続けていく必要があります。</p> <p>来年度に向けての「授業改善犬山プラン」についてです。市費負担教員については常勤講師 6 名、特別教育支援員については 2 名の採用がありました。</p> <p>尾張部都市教育長会が 2 月 10 日に尾張旭市で開かれました。そこで、部活動の外部指導員の件が話題になりました。本市では、外部指導員が 40 名います。犬山はわりと頑張っているといった状況でした。もう一つの話は学校給食のあり方についてです。本市では小学校 260 円、中学校 300 円で実施していますが、他市では、230 円から 270 円の範囲のようです。中学校が 260 円から 300 円です。今後も、おいしい給食の提供をすすめていかななくてはならないと思います。</p> <p>県からは、「多忙化解消プラン」を策定中という報告がありました。先生方が健康で明るく子どもたちの指導に当たっていただけるようになればよいと思っています。「愛知子ども調査」がありました。抽出で行ったものです。近日中にまとまると思います。</p> <p>文部科学大臣優秀教員表彰を、池野小の大藪先生が受賞されます。</p>
<p>委 員 長 :</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 27 号議案</b></p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p> <p>第 27 号議案「附属機関の見直しに伴う規則の制定改正」について、学校教育課、お願いします。</p>
<p>武 藤 課 長 :</p>	<p>審議会等の設置のあり方を見直すことに伴い、関係規則等を整備する必要があるために提案しました。具体的には、要綱等に規定されています審議会等の会議体の内その内容が地方自治法に規定します附属機関に該当するものについては、全庁的に 3 月議会で見直しをして、犬山市附属機関設置条例に規定し、それぞれの会の詳細について規則等で定めることになりました。</p> <p>教育委員会では 23 の規則について見直すことになります。この背景については、審議会等については、地方自治法 138 条の 4 の規定により、法律とか条例で「附属機関として定める」とあります。犬山市を初めとして多くの自治体では私的諮問機関という位置づけで、これまでは要綱などで設置を行ってきました。しかし、それらは附属機関に該当するというので、条例に基づいた設置をすべきという司法判断が下されました。また、昨年の市議会でも議員からも指摘がありました。</p> <p>それらを踏まえて、全庁的に見直すことになりました。</p>

委員長：	ここに出ているものについては、修正されたものと、新たに作られたものだと理解すればいいですか。
武藤課長：	犬山市附属機関設置条例に位置づけて、条例の中には細かいことが規定できませんので、それを規則の方で規定することになります。
委員長：	質問等がありましたらお願いします。
紀藤委員：	相馬、岡部育英事業基金の理事はそれぞれ5名とありますが、同じ方という理解でよろしいですか。
武藤課長：	規則は別々になっていますが、理事については同じ方をお願いすることになります。
奥村委員：	いずれも何年ということが記載されていませんが、それでよいのでしょうか。
武藤課長：	附属機関設置条例の方ですべて委員の定数とか委員の任期等について一覧表で載せてあります。
委員長：	今後、人数が変わる時は条例の改正ということになります。その他の改正があれば、教育委員会での議題となります。ご承知ください。承認に移ります。異議はありますか。
各委員：	異議なし。
委員長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。
委員長：	<b>第 28 号議案・第 29 号議案</b>
委員長：	第 28 号議案「犬山市学校管理規則の一部改正」と第 29 号議案「犬山市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則の一部改正」については、一括して審議したいと思います。お願いします。
田中補佐：	小中学校の夏季休業及び秋季休業の日程を変更する必要があるので、提案しました。夏季休業を 8 月 31 日までとするとともに、秋季休業を廃止します。また、主幹教諭を置くことができるようにするものです。 続いて、第 29 号議案「犬山市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則の一部改正」について説明します。これは、犬山市教育委員会が設置する公の施設の管理を指定管理者で行わせるのに必要となるものです。
委員長：	第 28 号議案から審議したいと思います。「主幹教諭」とはどんな役割ですか。
三輪管理主事：	校長及び教頭を助ける立場にある役割で、管理職ではありません。言うならば、教職員との橋渡し役になります。いずれの学校にも配置されるわけではありません。
紀藤委員：	補足させていただきます。経験上のことですが、大きな学校では、こうした役割の方がいると大変助かります。

委員長：	休業日の変更については、周知はできていますか。
勝村主幹：	すでに、周知は行っています。保護者にも伝わっています。
委員長：	第 29 号議案についての質問等はありませんか。 ないようですので、第 28 号議案、第 29 号議案、一括して承認いただけますか。
各委員：	結構です。
委員長：	異議なしと認めます。 第 28 号議案、第 29 号議案について、承認されました。
委員長：	<b>第 30 号議案・第 31 号議案</b> 第 30 号議案「犬山市社会教育審議会規則の全部改正」についてと第 31 号「犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正」についても、一括して審議したいと思います。 文化スポーツ課、説明してください。
上原課長：	初めに、第 30 号議案について説明します。附属機関の見直しに伴い、改正する必要が生じたので、提案しました。 続きまして、第 31 号議案について説明します。これは「犬山市民文化会館」の利用許可申請書の受付開始日を変更する必要が生じたためです。受付開始日を従来の 6 か月前からを 1 年前に改めるものです。
委員長：	第 30 号議案について質問等はありませんか。 なければ第 31 号議案について、お願いします。4 月 1 日になれば、平成 30 年 3 月 31 日までは申請できるということですね。
上原課長：	その通りです。
委員長：	そうであれば、手続の変更ですから、トラブルが起きないように、市民への周知についてももしっかりお願いします。
上原課長：	広報やホームページで周知を行っていきます。
委員長：	市民文化会館においても張り紙等をして周知をお願いします。 他には質問等はありませんか。なければ、第 30 号議案、第 31 号議案について一括して承認を求めます。承認していただけますか。
各委員：	異議なし。
委員長：	第 30 号議案、第 31 号議案はいずれも承認されました。
委員長：	<b>第 32 号議案</b> 第 32 号議案「犬山市家庭児童相談室規程の一部改正」について、子

	ども未来課、お願いします。
間宮課長：	家庭児童相談室の業務を明確化するために提案しました。
委員長：	第32号議案については、異議がなければ承認に移りたいと思います。異議はありませんか。
各委員：	異議なし。
委員長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	<b>第33号議案</b>
委員長：	第33号議案「犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正」について、歴史まちづくり課、お願いします。
中村課長：	審議会等の設置のあり方を見直すことに伴い、犬山市文化財保護条例施行規則の一部を改正することになりました。
委員長：	先に提案のあった、第27号議案の改正に伴う条例施行規則の一部改正ということですね。 質問等がなければ、承認に移ります。承認していただけますか。
各委員：	異議なし。
委員長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	<b>第34号議案</b>
委員長：	第34号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正」について、お願いします。
武藤課長：	全庁的に専決事項の見直しが行われることになり、教育委員会事務局としても決裁規程を見直すことになりましたので、提案しました。
委員長：	今後は、部長までの決裁で行われることになるわけですね。
田中委員：	「施工」が新では「施行」となっていますが。その違いはどのようなですか。
武藤課長：	従来は、工事という意味で使っていましたが、広く捉えることで「行う」という表記に変えました。
委員長：	質問等がなければ承認に移ります。異議はありませんか。
各委員：	異議なし。
委員長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	<b>第35号議案</b>

委員長：	委員	第 35 号議案「犬山市スポーツ推進委員の解嘱」について、お願いします。
上原課長：	課長	2名の解嘱を願い出た委員の解嘱をする案です。よろしくをお願いします。
委員長：	委員	今年度、3月31日までの任期ですか。その後、補充等はどのようになりますか。
上原課長：	課長	新しい委員については、現在、募集中です。定員25名のところ、19名でした。そこから2名の減員となりますので、せめて2名は補充したいと考えています。
委員長：	委員	この件について、承認を求めます。異議はありませんか。
各委員：	委員	異議なし。
委員長：	委員	異議なしと認めます。この件は承認されました。
<b>第 36 号議案</b>		
委員長：	委員	第 36 号議案「平成 28 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定に」について、お願いします。
武藤課長：	課長	今回の申請者は7名で、認定となっています。認定児童生徒数としては、11名です。小学校の準要保護が9名、中学校が2名です。今年度の合計は331名となりました。認定率は5.2%です。
委員長：	委員	質問等はありませんか。なければ、承認に移ります。異議はありませんか。
各委員：	委員	異議なし。
委員長：	委員	異議なしと認めます。この件は承認されました。
<b>通信及び請願</b>		
委員長：	委員	通信及び請願はありますか。
事務局：	事務局	ありません。
<b>協議・連絡</b>		
委員長：	委員	協議・連絡に移ります。 最初に「後援名義使用許可に関する報告」についてお願いします。
上原課長：	課長	今回の申請は6件あり、新規が2件、継続が4件でした。新規の「京大モンキー日曜サロン」については、年2回程度開催予定です。
武藤課長：	課長	新規の「白川 GO!GO! キャンプ」については、トヨタの社会貢献活動の一環として新しく行われるものです。

紀藤委員：	「平成29年度教師力アップセミナー」の主催者について、分かる範囲で教えてください。
勝村主幹：	小牧を中心に退職された先生方による組織です。尾張を中心としていますが、著名な先生に講演いただくこともありますので、そうした場合は、東海地方の先生方にも案内が行くことがあります。
委員長：	他に質問等がなければ、承認いただけますか。
各委員：	結構です。
委員長：	承認されました。 続いて「犬山の教育施策 2017『学びの学校づくり』」についてお願いします。
勝村主幹：	今までご意見をいただいた点を修正して出させていただきました。
委員長：	質問等がありましたらお願いします。
紀藤委員：	学習指導要領の改訂に伴って、文部科学省はアクティブラーニングという言葉を使ってはいないようですが、学習法が見直されてきています。「犬山の学びの学校づくり」でも主体的に学ぶということを大切にしています。そこで、どこかへ例えば「質の高い主体的な学びを作ります」などといった表記を入れることはできないでしょうか。 もう1点です。市のカウンセラーはいませんか。
勝村主幹：	今、ご指摘の点についてはどこかへ入れていきたいと思います。また、市費によるカウンセラーはいません。全て県費です。
奥村委員：	難しい表現で「主眼」という言葉があります。しかし、「重点」という言葉の方が分かりやすいと思うので変えていただければよいと思います。
委員長：	この機会が修正の最後になると思います。 質問です。新しい事業はありますか。北小学校の英語や南小学校の体力づくりなどに県からの補助はつくのでしょうか。人的支援もいただけたらよいと思います。 また、新しい事業として「地域未来塾」がありますが、どのように行われるのか教えてください。
三輪管理主事：	今のところ、分かりません。付くかもしれないといった状況です。
勝村主幹：	各中学校区に、学校以外の場所を1箇所ずつ押さえてあります。人材については、教員のOB、教師を目指す学生、地域ボランティアの方などを考えています。公募の仕方等については、今後、詰めていくこととなります。生徒から受講料はいただきません。なお、国、県からの補助

	があります。
委員長：	案がまとまりましたら、お知らせください。 また、ICT 学校間ネットワーク作りでタブレットの導入も考えていますか。
武藤課長：	夏休みに学校間ネットワークの入れ替えを予定しています。それに合わせてタブレットを各校へ平均して 10 台ずつ、合計 140 台を配付する計画です。
委員長：	有効的な活用をお願いします。
教育長：	英語の教科化についてです。来年度は北小学校が先行して行います。しかし、人の手当は重要なことですので、県へも申し入れをしています。都市教育長会議の中でも、同じような意見が出ています。 コンピュータの関係は、使いこなす先生と同時に、それを使ってどういう授業を創るかが大切になります。一人一台あることがいいことなのか、グループに一台あって、それをうまく活用することができるのか。子どもたちの主体的な学びを含めて研究、研修を重ねていくことが求められると思います。
委員長：	学校規模や教員の技術力等によって取り組み方は違ってくると思います。そうした点も考え合わせながら進めることが大切だと思います。
田中委員：	IT や ICT などの略称のところは分かりやすくしておくことが必要だと思います。また、「夢を育みます」の表記だけが他の表現と比較すると、多少違和感があります。
勝村主幹：	ご指摘の点については、検討して行きます。 今後の予定としては、校長会、4月の定例教育委員会、学校の PTA 総会と進めていきます。
委員長：	この件は了承していただけますか。
各委員：	結構です。
委員長：	了承されました。 次に、「総合教育会議」について、お願いします。
武藤課長：	本年度、第 4 回「総合教育会議」が明日、開催されます。議題の一つ、教育に関する大綱については 2 月 1 日号の広報に掲載されています。それについて市民からは特別の意見は来ていません。 大綱については明日の会で決定となります。「教育委員会基本条例」については、市内部の例規審査会で一部定義を追加しましたが、内容に関する大きな変更点はありません。条例については 2 月 27 日開会の定例市議会に上程する予定です。
委員長：	質問、意見もないようですので、承認に移ります。 承認いただけますか。

各 員：	委 員	結構です。
委 長：	員	この件は了承されました。 続いて「学校運営に関する意見聴取を行う組織」について、学校教育課、お願いします。
勝 幹：	村 主	これまでの意見を加えて修正したものを出させていただきました。委員の人数については、概ね 10 名程度でどの学校も行うことができるようになると思います。
委 長：	員	次回には、人数や任期等について整理して出していただけたらよいと思います。
教 長：	育	これまでの議論でいくと、城東小と楽田小は人数が多いので絞るということですが、運営委員会としては残すことは可能です。関係者評価というのは教育委員会も含めて設置をするという方向であれば、当該の学校は対応するという事です。3月の定例教で決まれば、4月からでも実施は可能となります。
委 長：	員	この件について、了承いただけますか。
各 員：	委 員	結構です。
委 長：	員	続いて、「学校施設整備計画」について、お願いします。
武 藤 課 長：	課	学校の施設設備については、老朽化が進んでいますので、対応が急務となっています。整備のための費用を要することから、効率的、効果的に進めていかなくてはなりません。計画の期間としては、新年度（平成 29 年度）から平成 38 年度までの 10 年間を期間としています。 今後の児童生徒数の推移を含んだ学校設備の現状や整備に係る課題をまとめました。また、文科省の基準に基づいて計画していますが、概ね 45 年で長寿命化で、概ね 80 年で改築か建て替えを考えています。毎年の整備費を平準化していく必要があると思います。 今後は市長や財政部局等と協議をしながら進めていきたいと考えています。
教 長：	育	これらは、事務局で立案し、検討をしてきました。予算的裏づけをしていない現状です。優先順位付けもしましたが、固まっているわけでもありません。今のところでは、このように考えているといった捉え方をしていただきたいと思います。
奥 村 委 員：	委 員	犬山北小学校へ学校訪問に出かけた時、雨漏りがありましたが、それらは含まれていますか。
武 藤 課 長：	課	その件は、今年度、営繕になります。
委 員	員	この資料を公表すると、場合によっては「なぜこの学校？」「次はど

長：	こ？」という疑問や疑念が出てくる可能性があります。こうした具体的なものを公表するのはいかがなものかと思えます。ただ、生徒が減っていくということと、古い校舎があるということは当然、年表や数字を見れば（一般の方にも）分かるので、そういう資料はとても有効だと思います。別表は手持ち資料としては、平準化ということは分かりますが、公表するとさまざまな意見や要望がでてくる恐れがあります。
武藤課長：	昨年（平成28年度）の3月議会において、市長が施政方針の中で学校の施設整備計画について触れられました。また、議会からも指摘を受け、公表することについて明言しています。
委員長：	学校名などの公表には、大きな危惧をいただきます。
武藤課長：	実際には、屋根防水工事と運動場の整備工事などについては、既に議会へ順番を記したものをしています。その際には、ある意味しょうがないのではないかとといった反応でした。
委員長：	<p>教育委員会事務局として、優先順位。例えばグラウンドや雨漏りについて改修順位が出るわけですが、大きな改修工事において学校名を出すということは、非常に心配になります。断りとして、「緊急に改修が必要になることもありうる」といったことも書き加えておく必要があると思います。</p> <p>細かい数字が出ていますが、10年後などを考えると、原材料費等の変動もありうることなので、出してはいけない数字だと思います。資料としてはいいと思いますが、金額についてはおおよそで出しておくべきだと思います。優先順位については、市民の方に公表するとすれば、児童生徒に関わる場所だけだと思います。トイレやグラウンドの改修などは納得できると思います。</p>
教育部長：	数字のことは考えたいと思います。整備計画を作ることについては、はっきりしています。概念的なものだけでは説得力がないと思います。優先順位的な点については、明らかにしていく必要があると考えています。
委員長：	細かな数字を出すことについては、心配します。中学校はどうなっていますか。
武藤課長：	もちろん、中学校も含めて優先順位は付けてあります。
委員長：	もう少し整理して、共通のもの、小学校のもの、中学校のものなどが分かるようにするとよいと思います。
紀藤委員：	LEDに変えると費用は変わりますか。
武藤課長：	それほど変わらないと思います。
奥村委	非構造部材改修工事とはどのようなものが考えられますか。PCBが

員：	入っているのがあると思いますがどうですか。
武藤課長：	非構造部材というのは、建物の天井材、壁材、窓ガラス等が該当します。また、PCBについては調査をして対応していますが、現実的には外から見えないところに使っていますので、実際に壊してみないと分からないのが実状です。目に見える箇所としては、ありません。
奥村委員：	気になったのは、築年数が新しい校舎の木造部分で腐食があったりすると、築年数だけで計画していくと、問題が出てくるのが考えられるということです。
委員長：	建築関係などの専門的な資格を持った方が教育委員会におられるといいのですが…。
武藤課長：	以前は、技術職が学校教育課に配属されていましたが、現在はいません。
委員長：	学校教育課に限らず、文化スポーツ課や子ども未来課が所管する施設数が多く、かなり古くなっている施設も多くあります。現状の人的配置には限界があるので、専門的な方が必要になってきているのではないかと思います。
武藤課長：	人的配置については、要望を続けていますが、現実的には、全庁的にそこまでの人数がないのが実状です。
教育部長：	本市には、一元管理の部署がありません。以前から、課題にはなっています。今後は歴史まちづくり課も含めて必要になりますので、強く要望していきたいと思っています。
委員長：	他に質問・意見はありませんか。 緊急に必要な修繕費等は別予算でありますね。出された質問や意見を加えて、次回には、最終的なものが出されます。よろしくお願いします。 この件は了承していただけますか。
各委員：	結構です。
委員長：	了承されました。 次に、「保育料の見直し」と「マイ保育園」についてを一括して、子ども未来課、お願いします。
間宮課長：	犬山市独自の子育て支援策として、保育料を一部改正するものです。条例改正になります。具体的には、第3階層、第4階層における保育料の改正です。3月議会での承認を経て4月から適用する予定です。 次に「マイ保育園事業」について説明します。平成29年度からの新規事業になります。市内2箇所の子ども未来園で実施する計画です。
委員長：	最初に「保育料の見直し」についてお願いします。質問等はありませんか。
奥村委員：	減額することで、市が影響することについて問題はありませんか。
間宮課長：	約350万円の歳入減を見込んでいますが、それによって今まで行って

長：	いたことが出来なくなるということはありません。
委員 長：	他になければ「マイ保育園事業」についてはいかがですか。
高木委員：	将来的にはどのようになりますか。
子ども 子育て 監：	当面、2園でスタートしますが、拡大することも視野に入れていかななくてはならないと考えています。
委員 長：	楽田西子ども未来園は駐車場が狭いようですが、大丈夫でしょうか。
子ども 子育て 監：	現在、7台ほどの駐車スペースがあります。また、1日2組を予定していますので、問題はないと思います。
委員 長：	「マイ保育園事業」については、スタートした後、実施状況について報告していただけたらと思います。 それでは、この2件について、了承いただけますか。
各委員：	結構です。
委員 長：	この件は了承されました。 次に「犬山市スポーツ表彰規則の制定」についてと「市民総合大学卒業式」について一括で、文化スポーツ課、お願いします。
上原課 長：	最初に「犬山市スポーツ表彰規程」について説明します。最初に審議していただいた案件と同様に規則を見直すことになったものです。 次に「市民総合大学卒業式」についてです。3月4日土曜日に市民文化会館大ホールで行います。記念講演も予定していますので、お出かけいただけたらよいと思います。
委員 長：	「犬山市スポーツ表彰規程」について、質問等はありませんか。 質問です。「金品を贈ることができる」とありますが、どのようなものですか。
上原課 長：	金品とありますが、実際には花瓶等の記念品が贈られることになると思います。
委員 長：	次に「市民総合大学卒業式」について、質問等はありませんか。 なければ、この2件については、了承ということでもよろしいですか。
各委員：	結構です。
委員 長：	文化スポーツ課の2件について、了承されました。 次に「犬山城総合調査報告書概要版の刊行」について、歴史まちづくり課、お願いします。
教育部 長：	犬山城の歴史的価値を発掘するために実施した各種調査の集大成として総合調査報告書を今年度末までに刊行する予定です。それに伴い、

	1月22日に犬山城のシンポジウムを開催したことに合わせて、概要版を作りましたので、それは各委員にお届けしました。
委員長：	調査については、今後行うことになりますか。
教育部長：	その予定でいます。
委員長：	質問等がなければ、了承していただけますか。
各委員：	結構です。
委員長：	了承されました。 続いて「3月・4月行事予定表」についてお願いします。
三輪管理主事：	主なものを紹介します。 3月3日中学校卒業式、3月4日市民総合大学卒業式、3月16日小学校卒業式、17日犬山幼稚園卒園式です。小中学校修了式は24日です。その後、春休みになります。 4月6日小学校入学式、7日中学校入学式と小中学校始業式です。18日は全国学力学習状況調査です。その後、各小中学校で授業参観、遠足等が計画されています。
委員長：	質問がなければ了承していただきたいと思います。よろしいでしょうか。
各委員：	結構です。
委員長：	了承されました。
委員長：	以上で、協議・連絡を終わります。
	<b>自由討議</b>
委員長：	自由討議に移ります。
	○なし
	<b>その他</b>
委員長：	事務局、ありませんか。
武藤課長：	ありません。
委員長：	以上で、公開案件については終了します。以後、非公開の案件に移ります。よろしくをお願いします。 それでは、協議・連絡の(6)「いじめ防止に向けて」(非公開)に

	ついてお願いします。
	<p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラインやスマホについて、その扱いや怖さについて生徒へ十分伝えるような、具体的な方策がほしい。危険性を孕んでいる。</li> <li>・ライン等の危険性については様々な機会を捉えて、保護者も含めて伝えていくことも必要である。</li> <li>・ラインやスマホに関しては、学校や家庭での指導に限界があると思われるので、生徒同士で意見を言い合う場が必要ではないか。</li> <li>・いじめについては、「解決した」という解釈をするのではなく、「継続観察」をすることが大切である。</li> <li>・今までに出されたいじめについて、傾向を分析し、対策をすることも考えられる。</li> <li>・日頃から、学校教育の中で、国語力やコミュニケーション力をつけることも必要だと思う。</li> </ul>
委員長：	<p style="text-align: center;"><b>閉 会</b></p> <p>以上をもちまして、2月定例教育委員会を終了させていただきます。</p>

【次回開催】 定例教育委員会 3月14日（火）13：30 401会議室